

農民革命への胎動  
—1902年春～1904年—（I）

西 山 克 典

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）  
第14巻第1号（2015年9月）抜刷

## 【論文】

## 農民革命への胎動 —1902年春～1904年— (I)

西山克典

## 目次

はじめに

- I. 農民騒擾の始まりと展開 — 背景と規模—
- II. 苛酷な鎮圧 — 体刑と悔悛—
- III. 政府の対応 — 内相プレーヴェと県知事— (以上 本号)
- IV. 農民への裁判 — 懲罰と慈悲の体系—
- V. 共同体と農民 — 革命の胚胎—
- VI. 他の地域での農民騒擾の展開
- VII. 体制と革命党

結びにかえて

## はじめに

ロシア・マルクス主義の「父」とされるプレハーノフは、第一次世界大戦の最中に上梓された彼の名著『ロシア社会思想史 序説』のなかで、次のように述べていた。「農民が土地を必要とすればするほど、彼らは益々「土地の総割替 чёрный передел」、または「望みのかなう時 слушный час」を待ち焦がれるようになった。ついに、総割替の呼びかけを最高権力から待ち受けることなく、彼ら自らがこれに着手した。こうして、1902年から1905年の農民騒擾が始まったのである。

これらの騒擾は、通常は革命的宣伝の影響に帰せられていた。しかし、農民へのその影響は決して大きなものではなく、従って革命的宣伝によって決して農民騒擾のあらゆる場合が説明されるものではない。問題は、ここでは革命的宣伝はなく、数世紀

---

1 プレハーノフ著 石川郁男訳『ロシア社会思想史序説』未来社、1961年、203-204頁。(Г.В.Плеханов, История русской общественной мысли. Книга первая. Сочинения Том XX, под ред., Д.Рязанов, М.-Л., 1925, С.112-3.)

にもわたりロシア国家の農業政策により作りあげてられてきた農民の心理にあったのである。農民が地主の土地を取りあげてを要求し、また自らそれに取りかかったときでさえも、彼らは革命家としてではなく、反対に、最も確信をこめて旧習を守ろうとする者として行動したのである。…(中略)… このことからして、土地の割替という急進的な経済的要求を提出しながら、わが農民が、まさにその時にあらゆる政治的急進主義とは全く無縁であったということは、当然のことであった。<sup>1</sup>

プレハーノフは、ロシアの中央農業地帯のタムボフ県で地主の子として生まれ、隣接するヴォロネシ県の中等学校を卒業し、ナロードニキとして出発していた。ロシアの農村と農民の生活に通じた彼が、農民革命の胎動を示す1902年から5年にいたる農民騒擾のなかで「土地の総割替」を求める農民の経済的な急進主義とその守旧性、さらに政治的急進主義との乖離を鋭く見抜いていたことに注目しなければならない。

本稿では1902年3月末から4月にかけて中央農業地帯の南に広がるウクライナ左岸の小ロシア地方、そのポルタワ県とハリコフ県において突発した農民騒擾を、ロシア革命を構成する農民革命の胎動を告げる事件として位置づけ、その具体的展開をあとづけ、その社会的内容を分析することを課題とする。

1902年春のこの農民騒擾が独立した研究対象として本格的に取り上げられるのは、ロシア革命以降の事であるが<sup>2</sup>、そこでも、帝政の危機と革命への予兆として、また、農民革命へのプロローグとして言及されるのが通例であった。本稿では、革命後の1920年代、1950年代から60年代、そして1990年代のソ連崩壊以降に、それぞれの時代と研究動向を反映して刊行された、以下の史料集に基本的に依拠している。

- 1) Крестьянское движение 1902 года. (Новые материалы) М.-Пг., 1923.
- 2) Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской губерниях в 1902 г. Сб. документов, Харьков, 1961.
- 3) Крестьянское движение в 1901-1904 гг. Сб. документов, М., 1998.

この三つの史料集の他に、1905年革命の50周年を記念して刊行され、ウクライナにおける第一次ロシア革命を対象とした史料集『ウクライナにおける1905-1907年の革命』(二巻本)があり、その第一巻が第一次革命前夜の1901-1904年を扱っている。ここに両県の1902年農民騒擾に関係する史料が収載されている。以下の文献である。

- 4) Ф.Е.Лось, от. ред., Революция 1905-1907 гг. на Украине. Сборник документов

2 1905年革命の後で、メンシェヴィキのВл. Горн (本名グロマンВ.Г.1874-1940)による先駆的な研究がなされた。彼はメンシェヴィキとして社会民主党の農業綱領の作成者の一人であり、農業理論家でもあった。1922年には離党するが、スターリン体制のもとで弾圧された。Вл. Горн, Крестьянское движение до 1905 г. в кн. *Общественное движение в России в начале XX-го века*. Т.1,1909, СПб.,С.230-258.

## 農民革命への胎動

и материалов. Т. 1, Киев, 1955.

これらの史料集が、それぞれの時代とその研究状況を反映するものであるのは論を俟たない。1923年刊行の史料集はИ.ツィズリョーフの前書きを付しているが、先に引用したプレハーノフの認識とも通底しており、ロシア農民の守旧性と逆説的ではあるがその革命性に注目していた。<sup>3</sup> 1955年のФ.Е.ロシ編の史料集は、スターリン批判以前のものであるが豊富な史料を載せており、1960年代に刊行されたハリコフ版の史料集は、文書資料学を専門とするB.B.ベージンの「序論」を付している。これらの文献では、革命政党の指導性、労働者と農民の同盟というソヴェト史学の公式的枠組みのなかで1902年農民騒擾はとらえられている。この50～60年代の研究を代表するものとしては、Л.И.エメリャフ女史の論文がある。<sup>4</sup> スターリン批判後、ソ連では1920年代に次ぐ農民運動の史料集の編纂と研究が進められた。A.M.アンフィモフ編の第三の史料集は、ソ連体制下で1960年代から刊行されたシリーズ『19-20世紀初めのロシア農民運動』史料集の一部を構成していたが、体制の最後まで公開を見ず、ソ連が崩壊し編者の死後に編者アンフィモフを黒枠で囲いようやく刊行に至った。研究者アンフィモフのロシア農民論と彼の編纂史料集の歴史的経緯は、農業史家B.П.ダニーロフによって明らかにされ、ダニーロフの農民革命論のなかで農民革命の始発としての1902年が位置づけられている。<sup>5</sup>

このようなソ連、そしてその後のロシアでの研究と呼応しつつ、日本でも研究が進められてきた。1960年代には、ソ連でのスターリン批判のなかで展開したアンフィモフやM.C.シーモノヴァの研究動向と呼応しながら、日南田静真によるロシア農政史研究が進められ、そこでの「小ロシア地方の農業構造」と1902年の農民騒擾が扱われ、農政におけるヴィッテによる転換の方向が示された。<sup>6</sup> また、ソ連崩壊以降のロシア農民研究のなかでダニーロフらの研究と連携しつつ、奥田央を中心とする帝政期とソヴェト期をつなぐ多様な分野での、残念ながら1902年は扱われていないのだが、農民研究が進められた。<sup>7</sup>

さて、「ペレストロイカ」とソ連崩壊を経てソヴェト史学の枠を超えダニーロフと

3 ツィズリョーフИ.З.Пызырев (1872-1923-?) はペテルブルグ帝大を卒業し、1903年から私講師として同大学で国家法を教え、1919年11月に社会科学部政治法学科教授に昇任したが、1923年9月1日から教育の場から排除され、その後は消息不明である。彼はこの史料集編纂に係わり、次の論文を発表している。Ив. Пызырев. Преддверье аграрной революции 1905 г. Опыт характеристики аграрного движения 1902 г. «Архив истории труда в России», 1923, №9, С.99-124.

4 Л. И. Емелях, Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской губерниях в 1902 г., «Исторические записки», Т.38, М.,1951, С.154-174.

5 А. М. Анфимов, от. ред., Крестьянское движение в 1901-1904 гг., Сборник документов. М., 1998. この史料集にはダニーロフの「前書き」が付され、史料集公刊の歴史的文脈が説明され、彼の農民革命論が展開されている。拙稿「V.P.ダニーロフ再読 - 批判的継承に向けて - (Ⅲ)」『国際関係・比較文化研究』第11巻第1号 (2012年9月)、51頁、注49。

6 日南田静真、『ロシア農政史研究』御茶ノ水書房、1966年、337-346,357-362頁。

7 奥田 央編、『20世紀ロシア農民史』社会評論社、2006年。

T.シャーニンによって「ロシア農民革命1902-1922年」論が提唱され、新たな研究と史料の積極的な公刊がなされた。<sup>8</sup> また、農民革命を「共同体革命 общинная революция」という視点から、農民騒擾の具体実証的な研究が進められている。<sup>9</sup> ソ連崩壊から4半世紀を経たロシア史学は、ソヴェと史学の公式的見解であったロシア農業における危機の醸成とツァーリ体制の政治的危機というテーゼに対して、農業資本主義の発展をあとづけ体制的危機の存在を疑問視する方向が出されている。<sup>10</sup> また、西側の研究に強い影響を及ぼしてきた "moral economy" の観点からのロシア農民経営と革命へのアプローチに対する批判的再検討もなされている。<sup>11</sup>

このような研究状況のなかで、1902年の農民騒擾は本格的な研究の対象とされずに来たが、本稿では、1902年春先に小ロシア地方のポルタワ、ハリコフの両県を襲った農民騒擾の展開とその鎮圧、他の地域での農民騒擾の展開、ツァーリ体制と革命党の農民問題への対応を跡づけ、地域社会に顕わとなった深い社会的亀裂と郷村の農民の自立(律)的な革命への志向を探り、その内実において、1902年春の農民騒擾を農民革命への胎動として位置づけることを課題としたい。

## I. 農民騒擾の始まりと展開 —背景と規模—

1902年3月末から4月初めにかけて、ウクライナ左岸のポルタワ、ハリコフの二県を突発的にとらえた農民騒擾は、ロシア社会全体が大きく転換へ向かう予兆を告げるものであった。この騒擾の激発の直接の原因は、前年の不作につづき春の播種を前にして農民には種籾も無く、彼らが飢餓の淵におかれたという経済的状况にあった。<sup>12</sup> 騒擾にとらえられたポルタワ郡のコヴァレフカ村に関しては、キエフ控訴院のこの村を中心とする農民への判決文では、農民の地主との経済的關係と彼らの地主への敵意、そして地主地の分割についての風聞につづけて、「1901年の不作が農民の窮乏を深刻なものにし、上記の噂への信憑性を深めることになった」と背景を説明していた。<sup>13</sup>

8 См., проект "Крестьянская революция в России. 1902-1922 гг." в Кн. Нестор Махно. Крестьянское движение на Украине. 1918-1921. Документы и материалы. 2006, М., С.841-846. Данилов, Крестьянская революция в России, 1902-1922 гг. "Крестьяне и власть", Москва - Тамбов, 1996, С.4-23.

9 О. А. Сухова, «Общинная революция» в России: социальная психология и поведения крестьянства в первые десятилетия XX века. Пенза, 2007.

10 Б. Н. Миронов, Обнищание крестьянства в пореформенной России; взгляд непродубленного человека. <http://www.nlr.ru/tus/300505/mironov.pdf> (2015.5.20.閲読) ロシア歴史学においてソ連崩壊後の社会史研究を先導してきたミローノフは、ここで1902年ポルタワ・ハリコフ両県の農民騒擾の原因背景に農民の過酷な経済状況と貧困化、つまり農業危機をみて革命の正当性を主張する従来のソ連史学を批判している。См., С.5.

11 S.A.Smith, 'Moral Economy' and Peasant Revolution in Russia: 1861-1918. *Revolutionary Russia*, Vol.24, No.2 (December 2011), pp.143-162.

12 Крестьянское движение в 1901-1904 гг., сборник документов. М.,1998, С.9.

## 農民革命への胎動

しかし、両県の農民を騒擾から反乱へと駆り立てた背景として、前年の凶作と春の飢餓を挙げるだけでは不十分である。確かに凶作とそれによる飢餓は農民を駆り立てる直接の原因ではあるが、19～20世紀にかけての世界経済システムのなかでのロシア資本主義の位相、そこでの穀物の「飢餓」輸出と、それを支える国内的な地主＝農民関係の再編が構造的な長期にわたる背景としてある。<sup>14</sup> 19世紀60年代の「大改革」のなかでの農奴解放と、その後に編成された地主＝農民関係が、この春の騒擾を生み出す歴史的基底をなしていたことは言うまでも無い。

1861年の農奴解放に際して、両県では農民の用益にあった土地が大幅に切り取られ、地主の所有地に確定された。小ロシア地方3県の人口は1897年1月の帝国国勢調査では762万6,438人で、この内、農民身分は87%、つまり8分の7を為し、残り13%が他の諸身分であった。他の諸身分の内では貴族はチェルニゴフ県で全人口の1.22%、ポルタワ県では1.45%、ハリコフ県では1.29%である。<sup>15</sup> 小ロシア地方では僅か1～2%のこの世襲及び一代貴族のもとに、土地の大きな部分が集中していた。小ロシアの総面積1,352万5千デシャチナの内、農民の村団(общество)に属するのは720万3千デシャチナで全面積の53.2%であるが、私的所有者に属する土地は560万デシャチナを越え41%を構成していた。その他、国有地と帝室御料地は3%、都市や修道院など他の諸機関に属する土地が2%であった。この私有地560万デシャチナのうち、405万3千、つまり、72.2%、あるいは殆ど4分の3の土地が貴族に属していた。ポルタワ県では貴族の土地所有の比率はさらに高く全私有地の78%に達し、これは土地総面積の55%以上で、コンスタンチノグラード郡では貴族の所有は郡の60%を超えたのである。<sup>16</sup>

小ロシア地方三県の土地所有は、基本的には人口の8分の7をなす農民の村団(共同体)とそこでの小規模零細経営と、人口の1～2%の貴族を中心とする大規模な私的所有という二元的構造になっている。この二元性の狭間に富裕なコサック経営、商人らの土地又貸しと製糖・製粉業などの営業が錯綜し展開していた。農民は、土地不足を補うために地主＝貴族から、貨幣、収穫物の折半、または労働で以て(отработка)

13 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской губерниях в 1902 г. Сборник документов. Харьков, 1961, №120, С.204.

14 1881-97年の17年間のロシアの国際収支において、輸出では重要な輸出額の47.2%が穀物であった。日南田氏は安価での穀物の大量輸出が、「飢餓」輸出としてなされた背景にロシアの雇役制的農業構造の形成を分析した。日南田、前掲書、348-9頁参照。巨大農場のあるカルロフカ地方は、1902年春の農民騒擾の震源となったが、カルロフカ駅(ハリコフ＝ニコラエフスク線のポルタワ～コンスタンチノグラード支線にある)では、鉄道で年間170万プードを超える出荷がなされ、その内140万プードが穀物であった。コヴァレフカ村では、穀物生産を背景に蒸気ローラ製粉機があり、年間10万ルーブリの生産額をあげていた。この地域は鉄道によって南ロシアの港につながり、そこから大量に穀物が輸出されていた。Россия. Полное географическое описание. Т. VII, СПб., 1903, С.305, 394, 396-7.

15 Первая всеобщая перепись населения Российской империи. XLVII. Харьковская губерния. 1904. С. XII; XXXIII. Полтавская губерния, 1905, С. XXVIII; XLVIII. Черниговская губерния, 1905, С. XVII.

16 Россия. Полное географическое описание. Т. VII, СПб., 1903, С.128, 135.

借地した。借地への負担は、地域での絶えざる人口増加と地価の上昇もあって増し続け、彼らの公租（国、地方ゼムストヴォ、村団への）の1.5倍を上回ったとされる。小ロシアの三県で、国有地や御料地の農民より解放条件の悪かった旧領主農民の状況はより劣悪であったが、彼らが農民全体のなかで占める割合は、1902年の騒擾の激発したコンスタンチノグラード郡で45%以上、ポルタワ郡とボゴドゥホフ郡では30～44%で、ヴァルキ郡は30%を割っていたが<sup>17</sup>、騒擾に捉えられた地域では旧領主農民の比率が高かった。

このように少数の地主＝貴族の巨大な大土地所有の対極に貧窮し圧倒的な数の農民が存在していた。農民解放以降の絶えざる人口増加のもとで、農民一人当たりの分与地はこの間に三分の一の減少をきたしている。当時、この地方で中規模の農民家族の維持には、畑（播種地）3デシャチナ以上と、休閒地と草刈場がそれぞれ1.5デシャチナ必要とされた。<sup>18</sup>しかし、この規模をかなえ自立的経営を維持するのは困難であり、農民は地主から借地し、地主のもとで農作業に雇われ、地主への経済的従属に陥らざるをえなかったのである。

例えば、地主B.トゥレプケの農場を略奪したコヴァレフカ村をはじめとする住民の経済状態については、1902年10月のキエフ控訴院の判決文は、郷長や村長らの村役人の証言から「トゥレプケ農場の略奪は、当地の地主たちと農民との経済関係の結果であった」と確認し、次のように述べていた。「当地の農民は、わずかの例外を除き土地の少ない貧農であり、彼らには分与地は一人当たり2デシャチナであり、家畜を飼養するものは何もない。コヴァレフカ村のある農民はというと、土地を全くもっておらず、このため耕地や草刈り場、家畜の追い込み場に窮しており、極めて重い条件で貨幣、あるいは労働払い *отработка* で借地している。つまり、1デシャチナの畑地に15～18ルーブリを払い、草地は15～25ルーブリで借地している。労働払いで畑地1デシャチナを借りるときは、農場の3デシャチナを農民は取り入れねばならず、そのうえ、借地農は農場の求めで直ちに労働払いに取りかからねばならない。農民のこのような過酷な経済状態が、彼らを経済的に従属させている当地の地主たちへの苛立ちと憤懣を呼び起こしていた。」<sup>19</sup>

19世紀後半の世界システムに編成されたロシア資本主義とその農業構造を背景に、1901年の凶作が加わった。とりわけ馬鈴薯や穀物が不作となり、家畜飼料が欠乏し、春までに予備は全て枯渇した。さらに、1901年から翌年にかけて冬の大雪で交通が遮断され、運送や木材搬出など賃稼ぎからの農民の僅かの収入も途絶えた。<sup>20</sup>

17 Там же, С.133, 134.

18 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, С.VII.

19 Там же, №120, С.204.

20 Ив. Цызрев, Преддверье аграрной революции 1905 г., С.104. スモロドシチナ村の村長の尋問調書では、前年の不作と、冬の天候不順とそれにより賃仕事がなくなくなったとの供述がある。Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №68, С.67.

## 農民革命への胎動

1902年春の農民騒擾の震源の一つはポルタワ県コンスタンチノグラード郡のカルロフカ地方であったが、このカルロフカ農場の周りには経済的に従属するいくつかの村落が配置されていた。その一つにヴァルヴァロフカ村がある。この村では、すでに3月11日から15日にかけて、地主パーヴロフのベルーホフカ農場で畑から干草の積山が窃取されていた。3月20日、21日、28日には、他の村落の農民も加わり、馬鈴薯と干草が略奪されている。27日にはマクシモフカ村、ポポフカ部落、31日にはコシュマノフカ部落、4月に入ると4日にはヴェルフニャヤ・ランナ部落の農民がカルロフカ農場で馬鈴薯や干草を略奪している。農民は、メクレンブルグ＝ストレリツキー公の所有するこの巨大なカルロフカ農場を襲ったが、3月11日のヴァルヴァロフカ村に始まり、4月初めまでに、コンスタンチノグラード郡で、15件の農民による干草、馬鈴薯、穀粒、牡牛の略奪が記録されている。西に隣接するポルタワ郡では、3月28日から略奪が始まり、4月3日までに略奪されたものは小麦、燕麥、ライ麦、大麦など穀類と馬鈴薯、干草などである。ポルタワ郡では騒擾の被害者は、地主＝貴族の他に富裕なコサック、商人、町人、名誉市民であるが、農民も含まれている。両郡の接する境のラディジェンカ村の農民（コンスタンチノグラード郡）は地主シャツィーロの所領を襲い、これらの地方では3月28日から連日、4月1日まで5日間にわたり、穀粒、干草、燕麥、その他の農産物が略奪された。<sup>21</sup> こうして、ポルタワ県ではコンスタンチノグラード郡の北西部で3月11日に始まった農民の動きは20日以降、勢いを増し、27日から28日にかけてカルロフカ農場への襲撃で爆発的に拡大し、隣のポルタワ郡東部に波及したのである。

両県の農民騒擾の発生と波及に関しては、秋に始まる農民の裁判に関係して、この年の12月に作成された「参考資料 справка」が、簡潔に騒擾の発展過程を示している。それによると発端は3月12日にメクレンブルグ＝ストレリツキー公のカルロフカ農場での馬鈴薯の「窃盗 кража」から始まった。これは、コンスタンチノグラード郡のタガムリク（コシュマノフカ）郷とベルーホフカ郷の農民によるものであった。この「窃盗」は、3月20日から22日に頻繁となり、26日からは、この地域で公然たる「強奪 грабежи」となった。3月28日にかけての夜には隣のポルタワ郡で地主所領の強奪が始まった。ポルタワ郡での強奪は、4月の4日から5日の間に鎮静化したが、北に接するハリコフ県では、4月1日にボゴドゥホフ郡とヴァルキ郡で騒擾が始まり、4月3日には鎮圧された。<sup>22</sup>

騒擾は、3月28日からカルロフカ農場を越え、最初はコンスタンチノグラード郡で、ついでポルタワ郡へと急速に波及したのである。すでに、3月30日には、カルロフカに騒擾鎮圧のためにオリョール歩兵連隊が到着したが、3月30日から4月2日までの

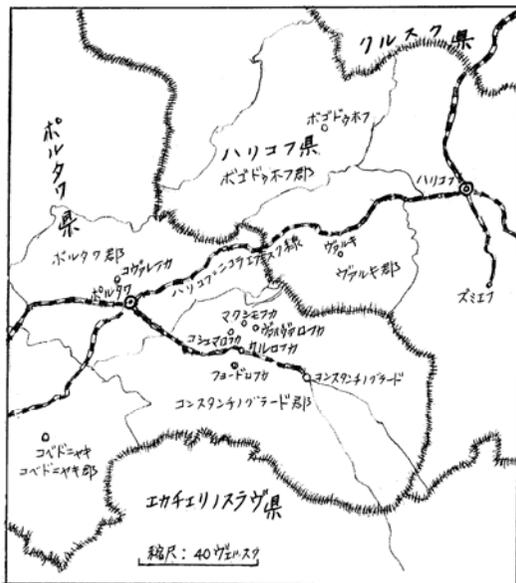
21 ポルタワ県知事ウーソフН. П. Урусовの内務省警保局宛て報告. Крестьянское движение в 1901-1904 гг., №45, С.103-106.

22 Революция 1905-1907 гг. на Украине, Т.1, №138, С.201.

4日間に、コンスタンチノグラード郡では22件をこえる農民騒擾が起り、ポルタワ郡ではこの4日間に30の農場が打ち壊しにあってゐる。<sup>23</sup> この騒擾のなかで、ツァーリの親族でもあるメクレンブルグ＝ストレリツキー公のカルロフカ農場も打ち壊されている。<sup>24</sup> さらに、3月31日に、この騒擾はポルタワ県から隣のハリコフ県ヴァルキ、ボゴドゥホフ郡へと波及し、ここでは、商人Д.М.モルラフスキーの製糖工場や農場、その他の地主領が襲撃された。ハリコフ県での農民騒擾は、最終的に4月3日には軍隊によって鎮圧された。<sup>25</sup>

こうして小ロシア地方を突発的に襲った農民騒擾は、3月11日にポルタワ県のコンスタンチノグラード郡でその兆候が窃盗として現れ、28日にはポルタワ郡に爆発的に拡大し、さらに隣接するハリコフ県のヴァルキ郡、ボゴドゥホフ郡の一部を捉え、4月7日には終息した。

[地図：ポルタワ、ハリコフ両県の農民騒擾にとらえられた地域 1902年]



典拠：Карта Харьковской губернии. Энциклопедический словарь Брокгауза и Ефрона. Т. XXXVII, СПб., 1903から作成。ポルタワ県の地図は同百科事典、第24巻(1898年)を参照した。また、以下の地理帳で補足した。Большой всемирный настольный атлас Маркса. СПб., 1905, лист 10-ый。

23 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, С.XVII.

24 Там же, С.XVI- XVII.カルロフカの所領は、農奴解放を擁護し率先して進めたエレナ・バヴロブナ大公のもとから孫のグリゴリーとミハイル公爵及び皇女エレナに所有権が移譲されていた。農奴解放時に7,400人の登録農奴と9万デシャチナの地所を有するこの巨大な地主農場については、帝国地理学協会による次の地理書『ロシア』に詳しい。Россия. ИГО. Т.VII, СПб., 1903, С.394-6.

25 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, С.VIII, док. №39, С.33.

## 農民革命への胎動

12月に裁判に際して作成された先の「参考資料 справка」では、両県の農民騒擾で略奪された農場は、コンスタンチノグラード郡で38、ポルタワ郡で41、ヴァルキ郡で24、ボゴドゥホフ郡で2農場、計105の農場である。ポルタワ県のコヴァレフカ村では、トレプケの農場を農民が襲う際に農民は軍隊に抵抗し、軍が発砲し死傷者がでる事態にまで至っている。騒擾では、略奪に関し94件が取調べ調査に付された。ポルタワ県65件、ハリコフ県29件であるが、そのうち22件は、調査・訴追は取り下げられた。72件が立件され、71の起訴状が作成された。この71件の内、キエフ控訴院で30件、ハリコフ控訴院で41件が裁判に付されることになった。<sup>26</sup>

1998年公刊のアンフィモフ編史料集には「ロシア農民運動年譜（1901-1904年）」が付されている。それによると、3月11日から4月11日まで、ポルタワ県での大規模な農民蜂起に1万6千人が参加し、地主農場79が破壊されたとし、農場の建物への放火、地主農場の耕耘、土地分割と穀物や飼料の引き渡しが要求されたとし、騒擾に加わった村落が列挙されている。コンスタンチノグラード郡の19村落と24農場、ポルタワ郡の31村落、37農場が指摘されている。ハリコフ県では、3月31日から4月7日まで農民騒擾が展開し、地主農場と製糖工場の打ち壊しが26件あり、放火、穀物と飼料の略取 *изъятие* がなされ、地主地の分割が要求され、軍隊による鎮圧と体刑が広く執行されたとする。同県のヴァルキ郡で45集落、27農場、ボゴドゥホフ郡で2つの村落と2つの農場が、挙げられている。<sup>27</sup>

1961年のハリコフ版史料集では、ポルタワ県のコンスタンチノグラード、ポルタワの両郡で、この騒擾に加わったのは112の村団のほぼ4千の農民経営で、人口規模ではほぼ1万6千人となる。ハリコフ県のヴァルキ、ボゴドゥホフ郡では62の村団の2万2千人を超す農民が騒擾に加わった。この3月から4月の早春の農民反乱のなかで破壊された農場は、コンスタンチノグラード郡で38、ポルタワ郡で41、ヴァルキ郡で24、ボゴドゥホフ郡で2、総計して4郡で105の農場に及んだ。<sup>28</sup>

1961年と1998年の史料集、さらに先行する研究においても<sup>29</sup>、このように騒擾にとらえられた村落と被害農場の数には若干の相違があるが、農民の攻撃の対象は地主＝貴族の他に、又貸しの借地人、一部の富裕農民を含め、コサック、製糖業を営む商人、名誉市民、町人などであった。<sup>30</sup> 農民は、春先の飢えのなかで馬鈴薯や飼料としての干し草の引き渡しを求め、穀物を略奪し、地主の館や倉庫など農業施設を襲い、製糖

26 Революция 1905-1907 гг. на Украине. Т.1, №138, С.201-202.

27 Крестьянское движение в 1901-1904 гг., С.268-269.

28 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, С. XVIII.

29 ヴィッチェの回想録に付された注では、1902年春の両県の農民反乱にポルタワ県で108の集落、ハリコフ県で57の集落の農民、合わせて15万人が参加したとされている。С. Ю. Витте, Воспоминания. Т.2, М., 1960, прим.45, С.600.:Г. М. Деренковский, Ленинская «Искра» и крестьянское движение в Полтавской и Харьковской губерниях в 1902 году. «Доклады и сообщения института истории АН СССР», вып.2, М., 1954, С.53.

30 Крестьянское движение в 1901-1904 гг., №.45, С.103-106.

工場や製粉所を襲った。そして、1万を超える軍の派遣と鎮圧によって、この反乱は終息したのである。<sup>31</sup>

この春の農民騒擾の規模に関しては、反乱はポルタワ県全15郡のうち2郡を、ハリコフ県全11郡の2郡をとらえたが、両県全体に及ぶものではなかった。さらに、ポルタワ県のコンスタンチノグラード郡23万、ポルタワ郡22万の郡部人口、計55万のうち騒擾に係ったのは112の村団、1万6千人であり、3%弱である。ハリコフ県ではヴェルキ郡の郡部人口14万4千とボゴドゥホフ郡の郡部人口15万9千、計30万3千のうち、騒擾に参加したのは62の村団、2万2千人であり、7.3%であった。

こうしてみると、1902年春の三週間にわたる農民騒擾は、ポルタワ、ハリコフ両県の隣接する4郡を、それもその一部をとらえたものであった。しかし、その新しい質は、それまでの個々の村落の枠内で個別の地主＝貴族に対し空間的にも時間的にも散发した騒擾とは異なり、村から村へと連鎖的に波及し騒擾が地域一円をとらえ反乱の様相を呈したことである。これは、地域全体をとらえ、地域の権力秩序を揺るがした農民反乱であり、そこに現れた農民の行動と要求におけるラディカリズムは体制に改革をせまるものであった。<sup>32</sup>

## II. 苛酷な鎮圧 — 体刑と悔悛 —

政府の1902年春の農民騒擾への対応を見る前に、苛酷な鎮圧の様相について考える必要がある。農民騒擾には警察機構を超えて軍隊が派遣され、その鎮圧過程で苛酷な体刑が執行された。これは、現地の県知事と軍司令官の指揮のもとでなされたが、帝国司法における体刑の廃止に向けた趨勢も、反乱の現場では考慮されることなく、体刑の抑止ではなく積極的な執行がなされた。ポルタワ県知事A.K.ベリガルドは、騒擾の鎮圧に「優柔であった」として後に解任されるが<sup>33</sup>、4月19日付で内相に同県の農民騒擾と軍事力による鎮圧の経過状況を報告している。彼は、3月20日以降、カルロフカの所領で馬鈴薯の窃盗が頻発し始め、マクシモフカ村をはじめ農民の動きが激化するなかで、3月29日に、騒擾を阻止できるのは力のみであるとして、ポルタワ守備隊司令官に軍隊を指揮下に置くことを命じ、翌30日にはオリョール歩兵連隊の第

31 С. Ю. Витте, Воспоминания. Т.2, М., 1960, прим.45, С.600.

32 В. П. Данилов, Крестьянская революция в России, 1902-1922 гг., С.8.ハリコフ控訴院検事のС. С.フルリョーフは、1902年春の両県の農民騒擾がそれまで個々の村落での分散した間欠的な性格とは異なり、地主の穀物の公然たる略奪や地主邸の打ち壊しとなったことに、1905年の農民運動につながる画期性を指摘していた。《Красный архив》, 2(39), 1930, С.79.

33 彼は正教の十二大祭には刑の執行を避ける必要があり、刑の執行にあたり「県知事と軍隊が個々の被災者の資産の庇護者ではなく、依怙最良することなく社会秩序の保持を遵守する」姿勢を示すことを、4月7日付で内相プレーヴェに宛てた電文で進言していた。Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №.62, С.53.

## 農民革命への胎動

3大隊を伴いカルロフカへ向かった。カルロフカに到着し確信をもったとして、彼は、次のように報告している。

「騒擾を早急に鎮圧する唯一の方法たりうるのは、罪あるものを現場で懲罰することです。この懲罰には、住民に早急に確固とした印象をもたらすため、できる限り荘重な性格を与えることが必須と考えました。つづく刑執行の全てにおいて、そのような印象をより広く及ぼすため近隣全ての村から代表を呼集し、村の総スホードでは、そのように刑が執行されました。そのうえ、懲罰を目にする者に対し彼らのなかに然るべき望ましい印象が維持されるように、私は注意の全てを向けました。」<sup>34</sup>

このように鎮圧に際しての体刑執行を意義づけながら、マクシモフカ村をはじめ各地で、県知事によって体刑が執行されたのである。カルロフカから18ヴェルスタのマクシモフカ村で、彼は村スホード総会を開き、近隣の村の代表も呼び寄せ、可能な限り「荘重に」鎮圧を演出しようとした。3月31日の早朝に、彼は軍隊を率いてマクシモフカに入り、広場に集まった農民に「略奪の際の教唆者と指導者」を直ちに引き渡すよう求めた。しかし、農民は「村全体で」罪を認めつつも個々の人物を示そうとしなかった。県知事は「発起者および教唆者」を個々に呼び出し、広場で笞刑を執行した。この時、一人の農民が兵士に向かい「兵士のみんな、あんた方が誰に誓いをたてたかは知らないが、俺の言うことをちょっと聞いてくれ」と、話し始めた。この農民は直ちにオリョール連隊の軍曹に口をふさがれ、執行の場に引きずられ、「私の命令で」「厳しく体刑に処された」。このような懲罰を終え、県知事はマクシモフカの農民に略奪物を直ちに返却することを命じ、穀粒と干し草が56荷馬車分、広場に運ばれ返された。この後、彼による「情義をこめた適切な訓戒」がなされ、「疑いもなく、為された印象の威力を示す一斉の応答が呼び起された。」<sup>35</sup> マクシモフカの村長ガイドゥクは、150打の鞭打ち、兵士に訴えかけた農民（トカチェンコ）は、250打をうけた。<sup>36</sup>

つづいて31日の午後には、リシチャ村にオリョール連隊の2大隊は向かい、農民は「跪つき全くの恭順と悔悛の表情で」県知事を迎え入れた。ここでも体刑が執行された。広場の村学校の建物に略奪した穀物を55荷馬車分、積み上げることが命じられた。<sup>37</sup> このあと県知事は、騒擾の起きた村々を軍隊を伴って制圧し、村の広場では多くの人に見せしめるように「厳かに」体刑を執行し、略奪物の返還を行わせている。

34 Революция 1905-1907 гг. на Украине, С.152-3.

35 Там же. ベーリガルドの「神と国家に対し諸君は罪を犯した」との説諭に、「罪を犯しました」との一斉の「確信の返答」がなされたと、別の史料は伝えている。Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №.70, С.81. 3月28日にマクシモフカ村の農民は近隣の農民とともにメクレンブルグ＝ストレルツキーの所領カルロフカに荷馬車をもって押し寄せ馬鈴薯を略奪した。この日から騒擾は急速に拡大し、マクシモフカ村の農民は近隣の農民とともに貴族地主の屋敷を襲い焼き尽くし、穀物、家畜の飼料、農具、家畜さえも奪っていった。Крестьянское движение 1902 года, 1923, С.24. この兵士に訴えかけようとした農民アンドレイ・トカチェンコについては、次の史料を参照。Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №.84, С.131-2.

36 Крестьянское движение 1902 года, С.87, 96.

37 Революция 1905-1907 гг. на Украине, С.154.

農民は「跪づいて」迎え「悔悛」を示し、略奪物の返還に応じた。4月3日にはコヴァレフカ村で、4月8日の朝にはコシュマノフカ村と、連日、武力による制圧と懲罰によって秩序を回復している。コシュマノフカでは、52名に体刑を執行している。翌9日にはヴァルヴァロフカ村で75人に体刑を執行している。ポルタワ県知事は、このような制圧過程を以て「騒擾の地域で当局の権威が完全に再建されたこと」の証しとし、内相に宛てた4月19日付け報告では「騒擾は終結させられたとみなされねばなりません。至る所から安堵させる情報を受け取っています」と結んでいた。<sup>38</sup> ベーリガルドは軍隊とともに13カ村を巡り、最初は村役人に対し、ついで騒擾の「発起者たち」に200から250打の鞭打ちを行ったのである。<sup>39</sup>

県知事のベーリガルドは、このような報告にも関わらず、鎮圧への「軟弱さ」の故に県知事を解任された。<sup>40</sup> もう一人の県知事、ハリコフのИ.М.オボレンスキーは、4月15日付けで内相に報告書を提出し、同県での農民騒擾の鎮圧を報告している。彼は、3月31日の夕方8時にヴァルキ郡の郡警察署長から、その日の昼2時頃に農民騒擾が起きたとの通報を受け、第12歩兵ヴォロネジ連隊の第1大隊と、第1コサック・オレンブルグ連隊の第4中隊を招集し、騒擾の現場に向かっている。報告によると、騒擾の現場で叛徒は捕えられ「厳しく懲罰された」。リャプコフカ村の近くの地主ドビッチの農場では略奪をおこなった40人に及ぶ農民が捉えられ、「首謀者 зачинщики」9人は「直ちに体刑により処罰された」。この後全ての農家で略奪したものの捜索がなされた。<sup>41</sup>

県知事は軍隊の導入による秩序の回復への志向を、次のように内相に伝えている。「わずかな不服従も兵士により厳しく問い質され、迫る懲罰をまえにして、恐怖が結局のところ地方の住民を正気にさせ、自らの行為の犯罪性を意識させることになりました。略奪を為した多くのものが、その日、つまり4月1日に自発的に略奪物を返し始めました。その一人、カレンニコヴォ村の齢50の農民、イヴァン・ミャクシャは明らかに良心の呵責に耐えきれず、自分の納屋で縊死しているのが見つかりました。」<sup>42</sup> 農民イヴァンの自死が「良心の呵責」によるかはさて置き、また、自死したイヴァン

38 Там же, С.154-160.

39 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №.93, С.143.

40 Там же, прим.21, С.703. 県知事としての任期は、1896年3月9日から1902年4月28日までであった。Губернии российской империи. История и руководители 1708-1917. М., 2003, С.228. 4月15日にハリコフに到着した内相のプレーヴェにハリコフ控訴院検事事務取扱のロパーヒンは随行し、内相に農民騒擾を説明するなかで、県知事の騒擾鎮圧に係わる活動を聞かれ、ハリコフ県知事の活動は「合理的で目的にかなない、かつ精力的であった」のに対し、ポルタワ県知事は「農民のなかに生じた不穏、その後の騒擾の意義を十分に理解しておらず」騒擾の防遏に際し「大いに統率力を欠いた」と伝えていた。Крестьянское движение 1902 года, 1923, С.33.この評価が二人の県知事、前者の叙勲と後者の解任という明暗を分ける対照的な処遇につながったと思われる。

41 Революция 1905-1907 гг. на Украине, С.144. 別の史料では、18人の首謀者を含め40人に及ぶ農民が逮捕され、その内9人が20から25打の笞打ちで処罰されている。Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №22, С.23.

42 Революция 1905-1907 гг. на Украине, С.144-5.

## 農民革命への胎動

が正教会で通常に葬られたのかは定かでないが、県知事オボレンスキーは4月1日から軍隊を伴って騒擾の鎮圧に精力を傾けている。彼は、騒擾にとらえられた村々で農民を立ち合わせ「見せしめの懲罰 примерная экзекуция」を行い、略奪する農民に出くわすと「体へ телесное」、その場での「然るべき処罰 должная кара」で臨んだ。<sup>43</sup>

このようにして、騒擾の鎮圧と秩序の回復のために、ポルタワ、ハリコフ両県知事により軍隊の導入と「体刑の執行 экзекуция」が広く行われた。ハリコフ県では、県知事の裁可をえて郡警察署長によっても体刑が執行されている。<sup>44</sup> 地方当局による秩序回復に向けた「体刑」の執行は「住民を正気にさせ」、騒擾の鎮静化へのターニングポイントをなした。革命派の側からも過酷な鎮圧過程が描かれ告発された。社会民主労働党の『イスクラ』紙は、4月5日のポルタワからの通信としてポルタワ、ハリコフ両県の緊迫した状況を伝えていた。

3月28日から29日の夜に軍の二大隊がカルロフカの「高貴なる公爵家」の所領に出動し、農民への弾圧が始まったことを伝え、『イスクラ』は、このカルロフカ農場の管理人シェイデマンらの農民への対応を「全汁搾り取り策 политика «выжимания всех соков»」と特徴づけ<sup>45</sup>、「人道的」と評される県知事ベリガルドは、行政官には好みの手段である「苛酷で容赦のない鞭打ち порка」に向かった、と報じた。<sup>46</sup>

ポルタワから12ヴェルスタ離れたコヴァレフカ村（ポルタワ郡）では、騒擾に対し軍隊が出動し、農民から死傷者が出る激化事件が起きた。コヴァレフカ以外では既に「強力な体刑執行」が行われていたが、コヴァレフカ村でもこの流血だけでは満足せずに、4月3日に30人が鞭打ちの刑に処せられた。枝の多い棒で皮膚が裂け意識を失うまで打たれ、水をかけ再び打たれた。<sup>47</sup> 『イスクラ』紙のこの報道とは別に、社会民主労働党エカチェリノスラフ委員会の『速報 Летучий листок』4号では、コヴァレフカ村では鎮圧の際に軍の一斉射撃により死者（農民）3人を含め死傷者が出たことを指摘し、軍隊が農民を包囲し鞭で農民を打ち、農民の家屋では地主からの盗品が捜

43 Там же, С.145-6, 150.

44 Там же, No.104, 105, С.137, прим.18, С.703. 県知事オボレンスキーは、また、ヴァルキ郡貴族団長シルコフにも体刑執行の権限を委譲し、シルコフはさらにゼムスキー・ナチャリニックにこの実施を委ね、コサック部隊により体刑が執行された。《Красный архив》, 2(39), 1930, С.102.

45 Революция 1905-1907 гг. на Украине, С.138. 貴族地主の不在化とシェイデマンのような非ロシア系の農場管理への登用に関しては、農民との関係を緊迫させるものとして、ハリコフ控訴院検事フルリョーフの指摘がある。《Красный архив》, 2(39), 1930, С.83. スモロドシチナ村の村長は地主ログフスキーの農場打ち壊しに関して、尋問調書でログフスキーがドイツ人でロシア人の慣習を全く無視し蔑み、農民に「全ての果汁を搾り取る」ことを行い、屋敷にたくさんの犬を飼い働き手よりよい待遇を取っていると、彼の抑圧を指摘していた。Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №68, С.67. 地主経営と農民の鋭い文化的乖離と強い搾取の意識が読み取れる。

46 Революция 1905-1907 гг. на Украине, №106, С.139. カルロフカ農場は当時5万8千デシャチナを越す皇族の大所領であり、この農場に接する全ての村落で騒擾が起きていた。См., Там же, С.138. この巨大農場の経営に関しては、アンフィモフの先駆的研究がある。А.М.Анфимов, Карловское имение Мекленбург-Стрелицких в конце XIX- начале XX в. «Материалы по истории сельского хозяйства и крестьянства СССР», сб.V, М., 1962, С.348-376.

47 Революция 1905-1907 гг. на Украине, С.140.

索され、そのあと農民の服を脱がせ、鞭打ちを始めた、と、伝えていた。<sup>48</sup>

ポルタワ県の「人道的」なベリガルドも体刑の執行ではハリコフ県知事のオボレンスキーに、引けを取ることがなかったのである。さて、県知事オボレンスキーはこの「答刑 порка」を脚色演出した。時には司祭に祈りを執り行いイコン掲げ村を巡回することを命じ、農民が衷心より神に祈るように強いた。その後一人残らず全てを鞭打った。他のところでは、彼は農民を丸裸になるまで服を脱がせ、2時間ほど昼食をとり自分の力を蓄えて、自ら農民の髭を引き抜き、鞭打ち、その回数を数えたと、『速報』は伝えていた。<sup>49</sup>

オボレンスキーによる騒擾の鎮圧と「体刑」の執行については、4月2日のポクロフスコエ村（ヴェルキ郡）の状況が具体的に伝えられている。コサック部隊とともにオボレンスキーは村に現れ、「帽子をとれ、跪げと命じ」、彼らの行為の「不法性」を農民に告げ、「鞭打て」と命を下した。鞭打ちの後、県知事は婦人と子供を解き帰宅させた。このコサックの鞭には鉄線がまかれ端に鉛が付けられていた。この後、「最も富裕な農民と老人」が選り出され、上着を脱ぎ下着だけでとどまるよう命じられた。再び答打ちが始まる。この第二の答打ちのあと、県知事は農場管理人のもとへ茶と朝食をとり去り、この間、農民は野外で頭に何も被らずに跪きコサックに取り囲まれていた。体刑の執行は朝6時から8時まで続いた。県知事は食事を終え昼の3時までとどまり、農民のなかから「発起者 зачинщики」を選り出し、3回目の体刑を執行した。枝に塩を付けた鞭で打つように命じられた。3度にわたる体刑を終え農民は納屋に移され、そこから監獄に送致されることになったのである。<sup>50</sup>

48 Там же, №119, С.172.

49 Там же.

50 Там же, №130, С.190. ポクロフスコエという小村は、地主ハリトネンコの所領アレクセーエフカから2ヴェルストのところにある。この村の周りは全て地主地に取り囲まれ、農民は自分の土地を一片も持たず、雌鶏や鶯鳥を追い込む牧地もない。彼らは近在の農場での稼ぎで生活し、その「貧しさは痛ましい」。4月2日早朝5時頃、農場管理人が働き手を分け仕事を与えようとしたときに、この村の農夫、婦人と子供を含め500人余が、アレクセーエフカ農場に、男は徒歩で女性と子供は荷馬車に乗って現れた。農民は管理人に、今は、ロシアで養育のための穀物を持たない貧しい全ての農民が、ツァーリの命で富者からあらゆるものを取りあげ、自分たちで平等に分けると伝えた。コサック部隊が到着したときには、一部の農民は、自分たちのためにツァーリが派遣したと思ひ歓迎の叫びをあげた。しかし到着した部隊によって騒擾は鎮圧されたのである。『イスクラ』紙の通信員は、農民のこの「理解の不足と無意識とさえいえるもの」を注記しつつも、彼らの「巨大な革命への可燃性」を確認したのである。Там же, №130, С.189-190.

農民革命への胎動

〔写真 苛酷な体刑を伝える『イスクラ』紙、21号（1902年6月1日）〕



出典：История Украинской ССР. Т.5, Киев,1983. С.57.

裁判と判決という司法手続きを経る前のこの剥き出しの暴力、つまり体刑の執行は、秋に始まる裁判でも明るみに出された。弁護団は被告農民が既に鎮圧のなかで処罰されており、「一つの罪に対し二度懲戒されない」と一事不再理の原則から弁護に取りかかるが、その際に農民への一連の「虐待」を明るみに出し、告発した。所領借地人リングルトを襲った件では、被告とされた20人の農民全員が200打以上を受け、その一人ピョートルは体刑のあと何時間も意識を失っていた。地主シャツィーロを襲った事件では10人が鞭打ちを受け、その内の一人ウスチェンコ某（23歳）は200打を受け、2ヶ月間病院のベットに伏し回復していなかった。65歳の老人も65打の鞭打ちをうけていた。被告のシチェチナは、200打を受け感覚を失い家に運ばれた後、さらに2人の巡査によって家で鞭打たれ、半死の状態であった。彼は裁判中に痙攣をおこしながら、この状況を明らかにした。<sup>51</sup>

農民への体刑は、郷裁判の判決に従って農民に 20打まで許容され執行されるものであったが<sup>52</sup>、鎮圧過程では叛徒たる農民へこのように厳しい体刑が行政措置として広く執行された。さらに、騒擾に参加した農民に罪と悔悛を認めるプリガヴォールの作成が迫られた。文書資料では、しばしば武力による鎮圧の後、農民は直ちに「悔悛し рассказались」、悔悛の покойные プリガヴォールの作成に取りかかった、跪き恭順を示し略奪した穀物や物品を返却したとの記述が残されている。ハリコフ控訴院の

51 Там же, С.704, прим.29; Крестьянское движение 1902 г..С.111-3.

52 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №130, С.229-230.

検事ローピンは、1902年4月15日付で法相に宛て次のように述べている。「ヴァルキ郡では現在、まったく平穏です。農民は願い出て、略奪したものを返しました。騒擾に加わった35カ村では、自らの悔悛 раскаяние に関しプリガヴォールを作成しました。ところで、残りの僅かの村々でもそのようなプリガヴォールを作成しているところです。<sup>53</sup>

しかし、軍隊が導入され、騒擾が鎮圧され苛酷な体刑の執行と略奪物の返却が強いられるなかで作成されたプリガヴォールに農民の真情が示されていたわけではなかった。このいわゆる「悔悛プリガヴォール」には「農民は不満であった」し、その提出を拒みつつ、結局、事態の収束を望み作成したのであった。<sup>54</sup> マクシモフカ村の農民は「全村でもって」行動し、カルロフカ農場の二つの干草の山を盗みさり、その後「スホード全体で」自らの罪を認めたと郡警察署長に報告していた。しかし、この「告白 повинная」は見せかけであった。<sup>55</sup> 農民には「悔悛 раскаяние」はなく、彼らの大切な「真理 правда」は裏切られ、公的には合法なかたちをとって「不正 кривда」が勝利を収めたことへの「痛恨」が残ったのである。<sup>56</sup>

### Ⅲ. 政府の対応 —内相プレーヴェと県知事—

ポルタワ、ハリコフ県の地方当局も中央政府も騒擾鎮圧後の秩序の再建に向かった。ポルタワ県では軍事力の導入と「体刑の執行」により現場で秩序を回復しつつ、貴族代表の招集により地方秩序の再建が目指されている。4月3日に、県副知事が主宰してポルタワ市長や憲兵大尉などが参加し、騒擾に際してのポルタワ市の保安が審議され、知事庁舎と銀行の保衛に主な注意が向けられていた。5日には、ポルタワ県知事のもとに郡貴族団長が全て招集され、ここでは、住民のなかでの人心の動揺を防遏する措置が検討され、「要監視人」全てをポルタワ市から追放し、保安の強化を請願することが提案されたといわれる。情報への統制と外部の人物の進入には逮捕で対処し、全てが秘密とされていると『イスクラ』紙は伝え、「最上の身分」を代表する彼らには、それ以上に考えは及ばなかったと、酷評した。<sup>57</sup>

1902年春先のポルタワ、ハリコフ両県での農民騒擾の突発は、中央政府にも農村へ

53 Крестьянское движение 1902 года, М.-Пг., 1923, С.32-33.

54 Там же, С.111.

55 Революция 1905-1907 гг. на Украине, №108, С.151.

56 Крестьянское движение 1902 года, С.11.この「真理」と「不正」の農民的倫理を潜在させる対句的表現は、元老院から派遣された五等文官Г.Г.コヴァレンスキーの法務大臣宛て1902年9月22日付けの書簡にてでくる。

57 Революция 1905-1907 гг. на Украине, №106, С.141. 翌日、6日のポルタワでの貴族団長の会合では、県下全域への保安令 Положение об охране の施行を請願すると決定している。Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №133, С.235.

## 農民革命への胎動

の対応を迫ることになった。4月15日には、内相のプレーヴェが直接ハリコフに到着し、ニコライ二世も間もなく、両県の農民騒擾をハリコフとキエフの控訴院の特別秘密法廷で裁くことを命じた。<sup>58</sup> プレーヴェは、この年の4月2日に内相シピャーギンがエス・エルのテロルによって殺害された後、4日に内相に就任し、まずハリコフに向かった。彼は、モスクワから15日の朝10時にハリコフに到着し、11時にはハリコフ県控訴院検事のA.A.ロプーヒンと会談している。午後1時に官庁の全役人に接見の旨を伝え、ロプーヒンから両県の農民騒擾について説明を受けた。<sup>59</sup> この日の夕方にはポルタワに向けて発ち、そこに18日の12時まで滞在した。ロプーヒンも17日にポルタワで再びプレーヴェと接見している。<sup>60</sup> 新任の内相プレーヴェは、4月15日から18日にかけて騒擾にとらわれた両県を視察し、状況の説明を受け対応に乗り出したのである。

ツァーリと新任の内相プレーヴェは県知事オボレンスキーに対し、その「農民への全般的な笞刑 порка」を称え勲章を授与した。他方でポルタワ県知事は「優柔 мягкосердечие」の故に解任し、新任の県知事には農民への警察による厳しい監視を命じた。ポルタヴァのゼムストヴォ参事会議長も、統計主任も騒擾の原因に農民の飢餓があると述べたため解任され、プレーヴェはポルタヴァで地主たちを集め彼らの助言を求めた。<sup>61</sup>

武力による鎮圧に続き、騒擾に関与した農民に経済的な懲罰が加えられた。内相プレーヴェと蔵相ヴィッテは政府の施政において基本的対抗軸をなしていたが<sup>62</sup>、両県の地主の蒙った損害を農民に弁済させることでは一致して、5月11日にツァーリに奏している。この「上奏文」では、地主の蒙った物理的損害を凡そ150万ルーブリと算定し、被災者には国家が緊急支援を行い、騒擾に関与した個々の農民ではなくその所属する村団から賠償を徴収するとした。上奏文では、次のように村団全体の責任が問われていた。

「他方で、騒擾に進んで加わった者のみならず、騒擾を起した衆徒の村団の住民も全て、その際に顕わとなった私有権への極めて不敬な対応に対し、また責任を負うべき

58 Там же, С. XX.

59 Крестьянское движение 1902 года, С. 32.

60 Там же, С. 33-34.

61 Революция 1905-1907 гг. на Украине, №119, С. 173. オボレンスキーは、この「体刑」執行をはじめ鎮圧を評価されて聖ヴラジーミル第二勲章を叙勲された。Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №104, С. 170. 彼は、7月29日にエスエルのテロルにより命を狙われることになるが、難を免れ、後にフィンランド総督に、さらに、ツァーリの信任を得て侍従武官長まで昇進した。С. Ю. Витте, Воспоминания, Т. 2, С. 206. Г. М. Деренковский, Ленинская "Искра" и крестьянское движение в Полтавской и Харьковской губерниях в 1902 году, С. 70.

62 ヴィッテは彼の『回想録』でプレーヴェに関し、次のように自らと対比している。「私と彼は国政に関しても多くの問題で意見を異にしていた。(信念からして言うのではない、彼はそのようなものを持ってはいないから) 私の信念はロシアの君主は人民に依拠しなければならないというものであった。プレーヴェは貴族に依拠せねばならないと考えていた。」С. Ю. Витте, Воспоминания, Т. 2, С. 206.

である。首謀者らの企てが、もし、当地の農民に共感を呼び鼓舞するのではなく、道理ある対抗措置がなされていれば、騒擾がかくも広範な規模に及ぶことは決してなかったであろう。略奪者が徒党をなした村団の成員が彼らの犯罪行為を黙過したことは、疑いも無い。」<sup>63</sup>

このように、上奏は、個々の農民ではなく農村社会（村団）全体の責任を問い、被害の半額80万ルーブリを国庫から緊急に支出し、騒擾に係わった農民を出した村落に現行の定常税額に加え特別税を課すとし、その徴収を「ともかく、今年から、その後半より遅くない時期に始められねばなりません。住民がこの措置の真の意義を認識するためであります」と、直ちに行うよう求めた。内務・大蔵両大臣のこの上奏に、ニコライ二世はツァールスコエ・セローで「裁可」と記した。<sup>64</sup> この懲罰的な特別税の割当は、地主側からの損害額の引き上げもあり、漸く1903年末に確定した。<sup>65</sup>

騒擾による損失は、貨幣による特別徴収により補填されるが、それまでは、地主＝貴族をはじめ被害者には国庫から直ちに保障がなされるとされ、地方当局には、被害者から情報を得て被害額を確定し、村団に割り当てることが指示された。地主＝貴族を初めとする被災者のこの点での貪欲さは止め難かった。この特別徴収に対して、農民の支払い能力は枯渇していたが、それでも1903年末には割り当て表が確定した。ポルタワ県ではこの特別税の徴収対象となるのは騒擾に関与した112の村団であったが、その内21村団はその額がさらに引き上げられ、通常の年税額を1.5～2倍も上回る額となった。19の村団は、さらに3～10倍も上回る額に達した。分割払いを考慮すると、28の村団は、長期にわたり年間税額を25%以上も上回るものであった。<sup>66</sup>

しかし、政府はこの懲罰的な特別徴収を1904年8月11日の「詔勅 манифест」により廃止せざるをえなかった。個々の損失が算出され村団にその賠償額が割り当てられたが、この懲罰的な「特別税」とその徴収は廃止され、徴収は殆どなされなかったのである。1902年のポルタワ、ハリコフ両県の農民騒擾がもたらした損失を、その農民に村全体の責任を問うて賠償補填させるという政策は、実現できなかった。<sup>67</sup> 日露戦争への突入という状況と農民の賠償への抵抗が実現を困難にしたのである。郷村では、損害賠償の割り当てが提起されると、スホードで農民は興奮し、なにか茶番でもなされているかのように対応した。<sup>68</sup> 農民は、損害賠償の分配割り当てをまともに請け合わなかったのである。

正教会も新たな対応を迫られた。騒擾のなかで、村の司祭が農民に共感することはなかったし、積極的な関与もなかった。教会で農民が教えを求めても、聖職者は何ら

63 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №106, С.175-6.

64 Там же, №106, С.176, 177; Крестьянское движение 1902 года, С.12-13.

65 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, С.XXI—XXII.

66 Там же.

67 Там же; Крестьянское движение 1902 года, С.13.

68 Крестьянское движение 1902 г., С.111.

## 農民革命への胎動

指示を与えることはなかった。ある憲兵部の報告でも、村の司祭たちは農民の信頼を得て彼らに影響を及ぼせる存在ではなかったと確認していた。<sup>69</sup> このような郷村での状況に対して、中央のロシア正教会は農民の説諭に向け動いている。宗務院は、5月18日に宗務院長K.П.ポベドノスツェフの名でハリコフ大主教へ宛て指令書を出した。そのなかで「ハリコフ県で公然たる略奪と暴力にまで至った近時の騷擾」は、「悪意の人々 злоумышленники」のなせる「教唆」によるとし、「農村住民の野卑な粗暴 грубость」を利用し、「欺瞞の暗示」により地主の所有権を侵害するに至ったとし、地方の聖職者に「住民のなかの悪意ある教唆に、そのあらゆる残滓」を根絶するよう呼びかけていた。<sup>70</sup> さらに宗務院は、8月2日に「悪意あるものが庶民のなかで為す騷乱の予防措置について」と題した特別の決定を出した。この決定では、全国に「教示 указы」を印刷し送付するとし、この教示で、まずポルタワ、ハリコフ両県の農民騷擾を「不幸で愚かな前代未聞のこと」と厳しく非難し、騷擾に加わった叛徒を「略奪者」と問責し、「どのような口実や釈明をもって、神の義なる怒り праведный гнѣвと、法による裁きと処罰を免れるものではない」と、神の名を以て厳しく懲戒したのである。<sup>71</sup>

このような政府と正教会の側からの処罰と訓戒の厳しい対応とともに、ポルタワ、ハリコフ両県の農民騷擾に関する情報統制がなされた。政府は特別の行政令を出し、定期刊行物が両県の農民騷擾をテーマとすることを厳禁とし、騷擾に関する情報の掲載を阻止しようとした。<sup>72</sup> それにも拘わらず、両県の騷擾についてはウクライナ左岸を越えて各地に伝えられ、地主の全ての資産の分配、土地の割り替え、税の廃止、専制の打倒などが語られていたことがわかる。<sup>73</sup> 両県の農民の1902年春先の出来事は、口伝えでロシアの各地に伝えられたのである。

リャザン県知事がこの年の5月22日付けで警保局へ宛てた報告では、ある部落の状況を伝えている。この集落では、郷長が村団の予備穀物庫からライ麦が勝手に持ち去られた事件を取り調べた際に、農民のなかで「ポルタワ、ハリコフ両県で起きた騷擾についての話」が始まった。ある農民は「そんな騷擾をロシア中に起す必要がある、我々にはどんな公正 справедливость もないかの如くだ」と語った。この農民は、自分の考えを示すため地主のストロガーノフには土地が何千デシャチナとあり、農民にはたったの一デシャチナしかない、「他の国々のように君主を選び出さねばならない」と結んだのである。この箇所には赤鉛筆で二重のアンダーラインが付され、この農民

69 Крестьянское движение 1902 г., С.95, 96; Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №99, С.155-6.

70 Революция 1905-1907 гг. на Украине, №114, С.167. Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №109, С.179.

71 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, С.XXIV.

72 Там же.

73 Там же.

に関しては県憲兵部長とリャザン管区裁判所検事に通知が為されていた。<sup>74</sup>

農村住民の「安寧 *успокоение*」をはかるため、政府は様々な施策を講じている。政治的には正教会からの説論と情報の統制とともに、革命プロパガンダや「政治的な不穏人物」の両県への進入阻止、警察＝憲兵機構の定員増加が目指されていた。<sup>75</sup> これらの予防措置のなかで移民政策の重要性も再認識されることになる。コンスタンチノグラード郡のカルロフカ村は騒擾の一つの震央となるが、それに先立ちカルロフカ村へ300人の農民がウラル地方ウファ県への移住に失敗して戻ってきていた。帰村した農民の窮迫は「真に恐るべき」ものであり、秋から辛うじて耕作できる状態であった。しかし、春先に、彼らはカルロフカの領地管理人シェイドマンに「法外な」条件を示された。農民は「公正を回復するために」カルロフカのメクレンブルグ＝ストレリツキー公の2,000デシャチナの土地を耕起し、公の倉庫から種を奪い播こうとの動きを示していた。<sup>76</sup>

ポルタワ県とハリコフ県は、1880年代以降の移民の輩出地域のなかでは、すでに他の諸県を抜きんでていた。ヨーロッパ・ロシアから帝国のアジア部への移民の数では、1885-1904年の20年間に、ポルタワ県は第1位で、ハリコフ県は第7位、同じくウクライナ左岸のチェルニゴフ県は第3位であった。他に多くの移民を送り出したのは、クルスク、タンボフ、ヴォロネシ、オリョールなど中央黒土の諸県があった。<sup>77</sup> 1902年の騒擾をへて、さらにポルタワ県知事は、土地の少ない農民をヨーロッパ部やアジア部の辺境へ送り出す移民政策を積極的に提起していた。この移民策は、県当局、さらに、中央の内務省とツァーリからも歓迎され賛同をえた。この案は、ポルタワ県だけで60万、つまり県農民の22%を移住させるという大規模な対策であった。だが、その規模の大きさもあり、その実現が遅れ、さらに日露戦争への突入と革命運動の展開のなかで立ち消えとなった。<sup>78</sup>

ポルタワ県からの大量の移民計画は実現されなかったが、中央政府は1902年の騒擾をうけて農民改革を準備し始め、移民事業の検討に乗り出した。新しい移民法の検討の必要性は、ポルタワ県特任官チェルケーソフ Ю.Черкесов によって提起された。1903年3月には、彼の計画は内務省でポルタワ県知事の積極的な支援を受けて進められた。ここでは政策の重点は、植民から農民の土地の狭隘さの軽減へと転換した。移民を富裕者から貧しい農民の移住＝放出 *выселение* へと重点を移したのである。この移民法の検討は内務省で完全な支持を得て、1904年6月6日の法となって出される。

74 Крестьянское движение в России в 1901-1904 гг., №49, С.115-6.

75 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, С.XXII.

76 Революция 1905-1907 гг. на Украине, Т.1, С.174.

77 О. Шкапский, На рубеже переселенческого дела. «Вопросы колонизации», №1, 1907, С.113-115.

78 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, С.XXII.

## 農民革命への胎動

この新移民法では移民が村に残した分与地への補償を行うことや移住への特典や旅費などの規定でもって、貧しい農民の放出＝移住を促すものであった。新移民法の施行は日露戦争のため停止されたが、ストリピン農政の異なる政治状況で発展していく。<sup>79</sup> 農民騒擾の対策としての移民政策が、農民問題の解決のために本格的に展開されるには、1905年の革命とその対応としてのストリピン農政を俟たねばならなかった。

1902年の農民騒擾によって、政府は再び農民問題へ直面し、農政の新たな検討に向かった。内務省はA.C.スチンスキーを長とする農民関連法令の編纂委員会を設置し、改革への方向を示した。他方でヴィツェを座長とする「農村産業の窮乏に関する特別審議会」Особое совещание о нуждах сельскохозяйственной промышленностиが設置され、県郡の委員会を含め、改革の異なる方向が模索された。<sup>80</sup> さらに、この時期には納税における連帯責任制が1903年3月12日の法令で廃止となり、1904年8月11日の法令で郷裁判の判決による体刑も廃止された。<sup>81</sup> 農政への新たな取り組みは新移民法の公布にも現れていた。

他方で、1902年以降においても、騒擾の鎮圧にあたる現場では警察やコサック部隊によって農民は鞭打たれ、体刑の執行は農村の秩序の維持のため行政措置として継続された。<sup>82</sup> 1904年8月11日の法令以降も、「動乱」の非常事態では農民への体制の廃止は全く無視されたのである。<sup>83</sup> プレーヴェの体制は、何よりも内政での治安・秩序の維持のための警察機構の整備拡充を目指すものであった。<sup>84</sup> 1902年春の騒擾に司法の分野で対応したハリコフ控訴院検事ロプーヒンは、中央に抜擢登用され、内務省警保局長としてプレーヴェ体制を担う象徴的人物となっていったのである。

(次に続く)

79 М. С. Симонова, Кризис аграрной политики самодержавия накануне первой мировой войны. «Ежегодник по истории Восточной Европы. 1962 г.», Минск, 1964, С.485-6.

80 1902年1月に、政府は既に農村に対し「農村経済の窮乏に関する特別審議会」を設置した。Вл. Герн, Крестьянское движение до 1905 г., под ред. Л. Мартова, П. Маслова, А. Потресова, *Общественное движение в России в начале XX-го века*, Т.1, СПб., 1909, С.244-5.

81 М. С. Симонова, Кризис аграрной политики, С.484.

82 Крестьянское движение в 1901-1904 гг., С.14: Из истории борьбы с аграрным движением 1905-1906 гг. «Красный архив», 2(39), 1930, С.102.

83 Н.Еврейнов, История телесных наказаний в России. (New York, 1979), С.216-7, 225.

84 1903年5月5日の勅令で郡警察隊が設置されることになる。農民騒擾のなかで機能不全となった郷村の共同体の警察機構に対して、郡レベルで軍の機能を兼ね備える警察隊として設置され、1917年の革命で廃止されるまで農村での治安維持の役割を担った。Г. В. Гарбуз, *Полицейская стража в России в начале XX в.* «Известия Пензенского Пед. Гос. Университета», 2011, Вып.23, С.368-372; Полтавско - Харьковские беспорядки (1902). <http://cyberleninka.ru/article/n/politseyskaya-strazha-v-rossii-v-nachale-hh-v> (2015年5月22日閲覧)